

令和5年度 小谷村教育委員会 8月定例会 会議録

◎開催日時 令和5年8月25日 (金)

開会：16時30分

閉会：17時19分

◎開催場所 小谷村教育委員会 相談・応接室

◎出席者 教育長 関 芳明

教育委員 片山 弥生

教育委員 松澤 彰一

教育委員 深澤 和子

◎欠席者 教育長職務代理者 太田 久吉

◎傍聴者 なし

◎職務のため出席した者 教育課長 太田 勝

1 開 会 (16:30)

○教育長 令和5年度小谷村教育委員会8月定例会の開会を告げる。

これより8月の定例教育委員会を始めさせていただきます。この後、17時30分から総合教育会議がありますので併せて宜しくお願い致します。

2 日程の報告

日程第1 7月定例会会議録の承認

○教育長 日程第1ということで、前回会議録の承認になりますが、事前に会議録を送付させていただきましたが何か修正点などございましたでしょうか。

《特になし》

では、送付したもので会議録とさせていただきますので宜しくお願い致します。

○出席委員 一同了承

日程第2 教育長事務報告

○教育長 日程第2、教育長事務報告ですが1枚捲っていただいたところに、前回7月25日から本日8月25日まで、私の出席した行事等を記載してありますのでご覧いただきたいと思います。つい先ほどですが、白子町中学校のイングリッシュキャンプで13人ですが白馬村に滞在しているということで、今日、小谷中学校に来て5時間目の1時間、交流していただきましたのでご報告させていただきます。

日程第3 議案上程、説明、質疑、決定

○教育長 それでは議案の関係に移ります。日程第3、議案上程、説明、質疑、決定とい

うことではありますが、今日議案については、第 10 号から 17 号まで、沢山ありますが宜しくお願い致します。

・議案第 10 号 小谷村教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について

○教育長 では議案第 10 号 小谷村教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について、事務局から説明をお願いします。

○教育課長 お願いします。盛り沢山ですので簡潔に説明させていただきます。議案第 10 号 小谷村教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について、ということで、お捲りいただくと規則が載っております。学校における働き方改革の推進が求められている中で、各市町村教育委員会においては、令和 2 年 4 月の改正給与法の施行を踏まえて、今年度中に、勤務時間上限の方針を規則に反映させるように、ということが求められております。教員は県職員ですので県は定められていますが、村費講師といえますか、村の教育職員ということで、村も規則を定めて勤務時間の上限を定めなさいとなっております。内容色々書いてございますが、第 2 条（1）の 1 月について 45 時間、1 年で 360 時間、時間外の在校時間をこの時間を超えない範囲とするため適切な管理を行うということの記載と、第 2 項（1）の 1 月につき 100 時間未満、1 年で 720 時間、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的にどうしても業務を行わざるを得ない場合にこの時間の範囲内で、ということを明確に記載する内容です。説明は以上です。

○教育長 説明の中で県費職員、村費職員という部分がありましたが、小谷村の学校に勤務されている先生方について適用されるものですのでお願いします。先生たちが過重な労働環境だという事で、それぞれ時間を短くする中で上限を設定しなさいという指示の中で、このような時間設定になります。内容については県下同じ時間数になります。村でもこういう取り決めをしています、ということです。

○深澤委員 勤務時間は何時からでしょうか。

（時間確認中）

○深澤委員 役場は何時からでしょうか。

○教育課長 役場は 8 時 30 分から 17 時 15 分で、お昼に 1 時間休憩時間があり 7 時間 45 分となっております。

○深澤委員 学校は 8 時 30 分だとちょっと遅いですよね。

○松澤委員 小学校、中学校とも一緒でしょうか。

○深澤委員 先生お昼 1 時間の休憩とかないですもんね、給食の時も一緒に。

○教育長 そうですね。一緒に食べているのでゆっくり休むわけにはいかないですね。

○教育課長 名目上、休憩となっておりますけど実際は子供といますので。中学生になれば自立できるので違うと思いますけど。

○松澤委員 低学年の児童とか時間もかかるでしょうし大変だと思います。

○深澤委員 帰りも時間通りにはいかないですよね。

○教育長 先生によっては遅くまで残る実態もあるようです。

○松澤委員 規則は規則で定めなければいけませんよね。

○教育長 この時間を越えたから違反という事ではないと思いますけど、上限として決めてこれを目標にやっていくことになると思います。

○深澤委員 この数字は県とリンクしているのでしょうか。

○教育長 これは県も国も同じだと思います。別件ですが、今回の補正予算にもあげましたが、先生方の手を煩わせないよう、テストの関係で印刷業務を外注に出して少しでも勤務時間の短縮をとということで、補正予算に計上させていただいたところです。

先ほどの勤務時間の関係ですが、中学校の服務規定ですが、8時15分から16時45分の7時間45分と定められていまして、休憩時間というのは給食の50分間のうち給食指導の5分を除いた45分間となっています。実際はこれより早く来てこれより遅く帰っていると思いますが、一応そうになっています。

では、この関係は宜しいでしょうか。

○出席委員 《特になし》

・議案第11号 小谷村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○教育長 続いて議案第11号についてお願いします。

○教育課長 議案第11号 小谷村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、ということで、保育園の運営をするに当たりこのような条例が定められています。条例ですので、この定例教育委員会にお諮りした後、村の9月議会へ諮っていくことになります。

捲っていただくと、第4条第2項ただし書中「第19条第1項・・・」と長々と書いてありますが、内容を簡単に説明しますと、こども家庭庁が設置され、こども家庭庁設置法等色々な法改正が行われました。その中で、こども子育て支援法の第19条第2項がなくなりました。これまで第19条第1項、といていたものが、単に第19条だけになります。第1項を消して、第19条第1項第3号といていたものを、第19条第3号と、単純に第1項を抜くという内容が延々と続きます。もう1ページ捲っていただくと新旧対照表というのがあります。左が改正前、右が改正後です。5行目のところ、左側が第19条第1項第3号といていますが、改正後の右は第19条第3号と、第1項が抜けます。これがひたすら続きます。

14分の5ページのところですが、第15条第3号、括弧3のところですが、ここでは逆に第25条、これは学校教育法の第25条なんですけど、こちらは逆に第2項と3項が新設されたので、今まで単純に第25条だったものを第25条第1項という言い方になります。このため右側の改正後は第1項が追加となっています。

その下の括弧4のところですが、これは国の事務移管の関係で、保育指針の制定権限が内閣府令の扱いとなりますので、厚生労働大臣だったものが内閣総理大臣になるという担当大臣が変わる内容です。

またひたすら第19条の関係が続きます。14分の10ページ、一番下の第44条、こちらも同じく厚生労働大臣が内閣総理大臣に変わります。次の14分の11ページ、第48条ですが、単に文言の改正で、利用定員の定員を、が、利用定員を、に変わるもの

です。説明は以上です。

○教育長 これは基本となる法令の条番号が変わった改正によるものがほとんどですので問題ないかと思いますが、宜しいでしょうか。

○出席委員 《特になし》

○教育長 では、お認めいただくという事で宜しくお願い致します。

・議案第 12 号 小谷村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○教育長 続いて議案第 12 号をお願いします。

○教育課長 議案第 12 号 小谷村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、という事で、先ほど説明しましたが、保育指針を定めるのが内閣府になりました。条例中、厚生労働大臣が内閣総理大臣に改まる内容です。

○教育長 こちらも所管省庁の関係で、厚生労働大臣が内閣総理大臣に変更となりますが、お認めいただくという事で宜しいでしょうか。

○出席委員 《一同了承》

○教育長 ありがとうございます。

・議案第 13 号 小谷村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○教育長 では続いて議案第 13 号をお願いします。

○教育課長 議案第 13 号 小谷村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、ということでお捲りください。

新旧対照表で説明いたします。放課後児童健全育成事業、小谷村ではがったクラブです。指導員については、県等が主催する資格認定研修を修了した者でなければならない、となっています。修了につきまして、期限を定めて、終了する予定の者を含む、という、みなし規定と言いますが、研修を修了していなくてもこの先研修を受ける予定の人であれば、指導員としてみなして雇用しても良いですよ、と時限的になっていました。今回、こども家庭庁通知によりこれまで定められていた期間が、「当分の間」となりました。

新旧対照表見ていただくと、これまでは平成 32 年 3 月 31 日までとなっていたものが、当分の間、まあ暫くの間は良いですよ、となりました。但し、修了した者については「その者の研修計画を定めた上で、業務に従事することとなった日から 2 年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む」、と単に研修を修了する予定、というところに、2 年以内に、といった課題を課されたといえますか、そういった内容かと思いますが、このように変更するものです。この先、小谷村でも指導員が代わっていくときに、研修を修了した人、という限定されますので、誰々さんをお願いしたいという時に、その人には 2 年以内に研修を受けてくださいねという計画を定めれば、雇用しても指導員としてみなしますよ、という内容になります。説明は以上です。

○教育長 この件についてご質問等ございますか。

○出席委員 《特になし》

○教育長 では、議案第 13 号についてお認めいただくという事でお願ひします。

- ・議案第 14 号 小谷村子ども家庭総合支援拠点設置要綱の制定について
- ・議案第 15 号 小谷村子育て世代包括支援センター事業実施要綱の制定について
- ・議案第 16 号 小谷村こども家庭センター設置要綱の制定について
- ・議案第 17 号 小谷村ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の制定について

○教育長 続いて議案第 14 号について説明をお願いします。

○教育課長 はい。ちょっとこれから 14 から 17 号まで関連します。カラー刷りの資料をご覧ください。

議案第 14 号で、右下の青いところ、子ども家庭総合支援拠点。第 15 号で左側の黄色、子育て世代包括支援センター。第 16 号で緑色のこども家庭センターのことを、今回要綱を制定するものです。一番上にこども家庭センターの設置についてということで、今回、子ども家庭庁が設置されまして、それに伴い、市区町村におきましては、子育て世代包括支援センター、主に母子保健の内容と、子ども家庭総合支援拠点、児童福祉の関係ですが、その設立意義や機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに相談支援を行う機能を有する、こども家庭センターの設置に努めることとする、となりました。

色で示してあるとおり、黄色の母子保健の関係、青の児童福祉の関心の機能は維持した上で、緑色の部分、こども家庭センターというものを設置して、より充実した体制を取りなさいということです。黄色の子育て世代包括支援センターと青の子ども家庭総合支援拠点については、小谷村に既に行っている事業の体制のものです。明確に要綱として作っておりませんでした。両方の機能を有して、真ん中の緑色のこども家庭センターを作り充実させなさいという中で、今、子育て支援係でこの設置に向けて色々勉強したりしているところですが、合わせた要綱を作るために、議案第 14 号、15 号、今までやっていたものを明確に要綱としてという形になりますが、作って改めてその両方の機能を有したこども家庭センターを第 16 号で定めますということになります。

議案第 14 号に戻ってください。文章の方ですが、小谷村子ども家庭支援拠点設置要綱ということで、先ほど説明した児童福祉の関係になります。既にやっている内容になります。他市町村の要綱を参考に小谷村版にして作成したものです。小谷村も改めて子ども家庭総合支援拠点の設置要綱を定めて、ある意味形にしたということです。最後に附則がありますが、この要綱は公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用するとしており、年度当初に遡って制定する内容となっています。

続けて第 15 号、子育て世代包括支援センター実施要綱、こちらも保健センターの方で既に行っていることを同様に改めて要綱として明確に設置をするということで、同じく附則の適用となっています。この要綱がなければ違反とかそういうことではありませんが、今回改めて明確に要綱を制定するものです。

この 2 つの機能を有した上で第 16 号になりますが小谷村こども家庭センター設置要綱の制定についてということで、来年度から運営できるようにこども家庭センターを

要綱上も設置をしますということになります。附則では令和6年4月1日から施行するというので、新しく一体化してより充実化させていくものです。センターの内容としては、今行っている子どもの支援について行うことがそれぞれ書いてありますけれども、他市町村のものに倣いながら作成していますので、ご理解いただければと思います。

併せて議案第17号 小谷村ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の制定について、ということ、こちらは新しくこども家庭センターを運営する中において、こういう事業を実施するにあたり改めて要綱を制定するものです。実際に子育てする中で、今日の夕方子どもちょっとだけ預かって欲しいんです、とか、ちょっと今日体調が悪いから誰かみてもらえないかな、とかいう時に、利用者と協力者をそれぞれ登録していただき、それぞれマッチングするといいますか、問い合わせがあった時に、こういう人がいるので相談してみてください、という感じで紹介をします。実際は当事者同士でやり取りをして、協力に対して利用料という形でお礼をします。6ページに出ていますが、1時間600円、休日は700円といった形で謝礼を払いながら、お互いに困った時に助け合いましょうという内容を、事業を行うために要綱を制定するものです。料金につきましては大体長野県下、大町市とかも見ている中でそのまま踏襲しまして小谷村版にして作っています。こちら令和6年4月1日から行いたいため制定したいものです。

4つ関連しますのでまとめて説明したが、説明は以上です。

○教育長 ありがとうございます。まとめて説明させていただきましたが、現在やっている内容を母子保健法に関するもの、児童福祉法に関するものを一度この要綱として位置付けをしておいて、一体化して来年4月からのこども家庭センターを設置することに向けての要綱の整備となります。こども家庭センターの事業の1つとして、ファミリー・サポート・センター事業を行うことで現在進めているところで、要綱を定めたものです。少しご覧いただいてご質問等あればお願いしたいと思います。

○片山委員 今、こども家庭総合支援とかの職員って何人くらいですか。

○教育長 明確に決めるはないですが、子育て支援センターでやっていることになりますので、松澤係長と、上川助産師と、保健師さんでは丸山保健師と2段構えみたいな感じですよ。

○片山委員 黄色の方は保健師業務で丸山さんという感じでしょうか。

○教育課長 小谷村は今は連携型という形でやっていますので、場所は子育て世代包括支援センターを保健センターでという扱いですが、実際は母子保健も絡んでいて、小谷村は今は係が別々で連携型として、このことは行ってきてください、このことは行ってきて、こんな感じでした、という感じでやり取りをしています。その内容が母子保健と福祉に関することとなっていますが別々の場所でやっているとどうしても、行ってきてすぐ報告が出来ないとか、やはり課題はありまして、こっちはこっちで動いて、こっちは訪問したら、さっき保健師さんに話したんですよ、ということがやはりあって、同じ場所でやればそれぞれすぐ報告が出来て、より良い支援につながるということを目指して、保健センターにまとめて行いたいということ動いているところです。

- 深澤委員 上川助産師は常勤ですか。月から金までとか。
- 教育課長 フルタイムの会計年度任用職員ですので常勤です。助産師さんを雇用しているところは中々なくて、普通でしたら病院に行ってお金払って受ける支援を、助産師が向いて行っているの、子育て世代からは評判が良いです。
- 深澤委員 中々病院も遠いし、赤ちゃん生まれたばかりの子を抱えてのことだから、来てくれるのは凄くありがたいと思います。
- ファミリー・サポート・センターをやるにあたり資格とか要らないんですか。
- 教育課長 それをやるのに研修を受けて欲しくて、今回要綱を定めたら早速募集をかけて、来年度から協力いただくのに向けて、職員が実施する研修をしていただいたうえでスタートしたい予定です。
- 深澤委員 赤ちゃんとかも預かることになるんですか。
- 松澤委員 首が座ってから概ね4か月と書いてありますね。これはしっかりしないと。
- 深澤委員 おばあちゃんとかだと心配ですね。自分の孫とは違いますから。
- 教育課長 余りにこれは、という場合はマッチングをしないと思います。
- 深澤委員 ちょっと大きくなって、一緒にいるだけで良い場合と、おむつ替えたりミルクあげたり抱っこしたりとなると、何かあった時に心配ですね。
- 教育課長 もちろん保険には加入します。あと、実施したから必ず10人集まる保証もありませんので、ある範囲、出来る範囲でとなるとと思います。ゆくゆく増えて色んな対応が出来れば良いと思いますけど、実際現場で困っている声があるので少しでも役に立ちたいということです。
- 深澤委員 1時間700円というのは、利用者はその金額を払って、サポートする人は金額をもらえるということでしょうか。
- 教育課長 一応そういう取り決めです。これがいわゆる県の最低賃金どころではなくて、謝金、お礼みたいな意味合いですので利用料という言い方をしています。
- 深澤委員 施設なんですか。どこか場所みたいな。
- 教育課長 連絡自体は保健センターに、今日こども見て欲しいと問い合わせがあったら、登録者にこういう人がいますけど見てもらえますか、という橋渡しをして、あとは当事者同士をお願いします。
- 深澤委員 どちらかの自宅でやるとか。
- 教育課長 その辺は利用者と登録者のやり取りの中です。
- 深澤委員 その時に助産師さんが行くわけではなくて。
- 教育課長 またこの後の総合教育会議の中でもこの件を取り上げていますので、ここでは要綱を制定しますという話ですけど、その辺は松澤係長にお聞きいただく方が、私が説明するより詳しいと思いますのでお願いします。
- 深澤委員 利用する人はこのくらいの金額でありたいけど、サポート側はこんな金額でお子さん預かる責任を負って、ちょっとやれないんじゃないかと思います。
- 教育課長 この金額そのままだっけ？確かにそうですね。
- 深澤委員 これ以上払うなら、預ける方はちょっと負担だけど、預かる方としてはこんな金額では・・・

- 教育課長 不安ですかね。まあこの金額で県内結構やっているところがありますので、余り値上げしてしまうと利用者さんが使いにくくなってしまいますし、難しいですね。
- 松澤委員 乳幼児はなかなか難しいかもしれないですね。
- 教育長 またこの後の会議でもお話しいただければと思います。この件宜しいでしょうか。
- 出席委員 《特になし》
- 教育長 では議案第 14 号、小谷村子ども家庭総合支援拠点設置要綱の制定について、議案第 15 号、小谷村子育て世代包括支援センター事業実施要綱の制定について、議案第 16 号、小谷村子ども家庭センター設置要綱の制定について、議案第 17 号、小谷村ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の制定について、ついて、それぞれこの案でお認めいただくということで宜しいでしょうか。
- 出席委員 《一同了承》
- 教育長 ありがとうございます。議案の関係は以上になります。

日程第 4 報告及び協議

1 児童生徒の様子について

- 教育長 日程第 4、報告、協議事項ということで次第の裏面になります。児童生徒の様子については、先週から新学期が始まり元気に登校しているということでもあります。

2 令和 5 年度小谷村総合教育会議について

17 時 30 分からの総合教育会議ですが、別冊で配らせていただきました。これを次の会にそのままお持ちいただきたいと思います。この中で最初に給食費に関するアンケートについて、事務局から説明宜しいでしょうか。

- 教育課長 はい。グラフのついた資料になります。村長が 4 月に再選されまして、給食費無償化について打ち出して、教育委員の皆さんとも一度打合せさせていただいたところですが、議会で議員さんから反対意見等がありまして 6 月の補正予算は見送らせていただきました。その中で、実際に保護者にアンケートを実施したらどうか、という中から今回アンケートを実施しております。学校給食費に関するアンケートの調査結果ということで、保護者及び、校長先生の要望もありまして学校職員にも配布し、無記名で実施しています。兄弟姉妹のいる家庭は 1 部提出で可としています。配布は分けられないため各学年から全員に持ち帰っていただいておりますが、同じ家庭で兄弟等がいる場合は 1 部提出で可としております。回収結果は資料のとおりですが、小中兄弟がいた場合にどちらに提出するかまでは分かりませんので、小中別の回収率は参考に見ただければと思います。一番右、全体ですが家庭数 138、教諭 36、174 の配布に対して 109 の回収、率としては 62.4%となっています。円グラフはそれぞれグラフ化したものですのでご覧ください。

項目に対する回答という事で、今回は下の 4 つをメインとしています。保護者の給食費負担額についてお考えをお聞かせください。項目として、現在程度の保護者負担額、実際には小学校は 325 円に対して村が 50 円補助、中学校 370 円に対して 55 円補

助していますが、その程度の負担額は止むを得ない（必要だ）、が①。②保護者負担はやむを得ない（必要だ）、まあ負担することは良いけれど出来るだけ負担額を減らしてほしい、が②。③は保護者負担をなくし全額公費負担して欲しい、④は自由記述としました。回答があった 109 のうち、それぞれの項目の内訳がその下の表となっております。右側はそれを率にしたものです。今のままで良いですよ、という保護者が 33.9%。保護者負担はするけれど、出来れば村の負担額をもう少し増やしてほしいが 34.9%。全額村で負担して欲しいが 27.5%。自由記述 3.7%という結果でした。下のグラフみますと一番右が分かりやすいかと思います。

この結果を受けまして、全額お願いしたい人は 3 人ないし 4 人に 1 人という結果となっておりますので、村としては、保護者も負担しても良いけど村の負担も増やしてほしい、という保護者が 35%いるという中で、今年度につきましては半額程度の村負担、ご家庭も半額ということで、議会の方に提案していこうと思っているところです。

○教育長 ありがとうございます。議会の方でも色々なご意見があるわけですが、改めて議会が始まる前にご説明させていただいて、半額程度補助できるような形の補正予算を 9 月議会に提出する予定にしています。保護者の皆様も一部負担することもご理解いただいた中で、そうは言ってもなるべく補助してほしいといったご意見もありますので、半額程度が適当かなというところで、提案していきたいと思っております。これについてはこの後の総合教育会議でお話ししたいと思います。

○教育課長 説明が重複すると思いますが宜しくお願いします。

3 当面の予定について

○教育長 説明進めさせていただきます。当面の予定ということで、

- 1) 来週、県招地教委連絡会があります。
- 2) 30 日に保小中の合同連絡会議があります。
- 3) 小学校が 9 月 16 日に運動会があります。通知が出ているでしょうか。

○出席委員 メールで来ていました。

○教育長 ご招待があると思っておりますのでお願いします。

- 4) 保育園は 22 日ですが来賓を絞っていますので私が参加させていただきます。
- 5) 中学校の総合発表会が 9 月の 29 日と 30 日にありますのでご覧いただきたいと思っております。10 月 2 日、小中揃えて休日としています。小谷村は特に観光事業者さんは中々平日に合わせて休みを取ることが難しい、というお話を伺う中で、小学校中学校合わせて休みを設定しているうちの 1 つになります。塩の道祭りの後と、総合発表会の後に小中揃えて同じ日に休日を設定しています。
- 6) 菊川市教育委員会の視察研修が少し先ですが 11 月 8 日にあります。この時は菊川市の教育委員さんがお見えになって、小谷村の教育委員さんと懇談の時間を 1 時間ほど行って、その後に小学校の視察ということで、9 時からになります。ご予定していただけたらと思います。

4 その他

○教育長 その他になりますが、長野県教育委員会研修総会というものがあまして、総合教育会議の資料の下に要項を配布してありますが、10月27日（金）まつもと市民芸術館で開催されます。この前大町で開催された大北の総会の長野県版とっていただければ良いかと思ひます。これについて出席していただきたいですが、今月中に出欠をご確認させていただければと思ひます。分科会とかもありますので、希望があれば見ていただいいてお願ひします。まだ少し時間がありますので、今月中にご連絡いただければと思ひます。また次回の定例会の折にご確認いただいいて、変更等あればそのようにお願ひしたいと思ひますので、一応今月末までにお知らせください。行く時は車を手配いたします。

○深澤委員 朝は7時発くらいでしょうか。

○教育長 そうですね、松本9時30分ですので、7時なら間違いはないかと思ひます。2時間だとちょっと不安な気がします。

○松澤委員 通勤時間帯にあわなければ良いんですが。浅間の方からが早そうですね。7時であれば大丈夫だと思ひます。

○教育長 ではご予約についてそれぞれ連絡をお願ひします。

日程第5 略

日程第6 次回委員会の開催予定

○教育長 次回委員会ですが、9月25日月曜日の16時30分から定例の教育委員会を行うということで予定していただきたいと思ひますが宜しいでしょうか。

○出席委員 一同了承

○教育長 駆け足になりましたが、何か皆様の方からございますでしょうか。

○出席委員 《特になし》

○教育長 では引き続き101会議室で総合教育会議を行います。村長と直接話す機会ですので、何かあればご意見出していただけたらと思ひます。資料はそのままお持ちください。

閉会を告げる。

(17:19)